

修正案第 1 号

令和 6 年 3 月 1 9 日

生駒市議会議長 吉 村 善 明 様

発議者 塩 見 牧 子

〃 浜 田 佳 資

議案第 2 7 号生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正の動議について

このことについて、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び生駒市議会会議規則第 1 6 条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第 27 号生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案

議案第 27 号生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

別表第 1 に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第 1 に次のように加える。

| | |
|------------------------|--|
| 生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域 | 都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示された令和 5 年 12 月 28 日生駒市告示第 239 号に定める大和都市計画生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|------------------------|--|

別表第 2 に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第 2 に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|---|---------------------|---|------------------------------|---|--|--|--|--------------------|
| <p>生駒市学研 生駒テクノ エリア北地 区整備計画 区域</p> | <p>産業施設地 区A</p> | <p>次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12 項に規定する事業所内保育事業 の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類す るもの 9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設 10 自動車教習所</p> | <p>5,000 平方メー トル</p> | <p>道路に面する側 にあつては3メ ートル以上、そ の他の側にあつ ては1メートル 以上</p> | <p>1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの</p> | | <p>10分の 5(法第 53条第 3項第2 号の規定 に該当す る場合 は、10 分の6)</p> | <p>25メー トル</p> |
| | <p>産業施設地 区B</p> | <p>次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12</p> | <p>3,000 平方メー トル</p> | <p>道路に面する側 にあつては1. 5メートル以 上、その他の側 にあつては1メ ートル以上</p> | <p>1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合</p> | | | |

| | | | | | | | |
|---------|--|-------------|---|--|--|--|--|
| | <p>項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>10 自動車教習所</p> | | | 計が5平方メートル以内であるもの | | | |
| 産業施設地区C | <p>次に掲げる建築物</p> <p>1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校</p> <p>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> | 1,000平方メートル | 道路に面する側にあつては1.5メートル以上、その他の側にあつては1メートル以上 | <p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> | | | |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設 | | | | | | |
| | | 10 自動車教習所 | | | | | | |

○議案第27号 生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新旧対照表

| 議案第27号 条例改正案 | | | | | | | | | | 修正案 | | | | | | | | | |
|------------------------|--------|--------------|--------|---------------|--|--------------------------|--------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------|--------|-------------|------------------------------------|-------------|--|----|---|------|------|
| 別表第1(第2条関係) | | | | | | | | | | 別表第1(第2条関係) | | | | | | | | | |
| 名称 | | | | | 区域 | | | | | 名称 | | | | | 区域 | | | | |
| 略 | | | | | 略 | | | | | 略 | | | | | 略 | | | | |
| 生駒市小瀬西地区整備計画区域 | | | | | 略 | | | | | 生駒市小瀬西地区整備計画区域 | | | | | 略 | | | | |
| 生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域 | | | | | 都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示された令和5年12月28日生駒市告示第239号に定める大和都市計花生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | | | | | 生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域 | | | | | 都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示された令和5年12月28日生駒市告示第239号に定める大和都市計花生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | | | | |
| 生駒市壱分北地区整備計画区域 | | | | | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された令和5年12月28日生駒市告示第240号に定める大和都市計花生駒市壱分北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 | | | | | | | | | | | | | | |
| 別表第2(第3条—第8条関係) | | | | | | | | | | 別表第2(第3条—第8条関係) | | | | | | | | | |
| 地区整備計画区域の名称 | 計画地区区分 | ア | | イ | ウ | | エ | オ | カ | 地区整備計画区域の名称 | 計画地区区分 | ア | | イ | ウ | | エ | オ | カ |
| | | 建築してはならない建築物 | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 外壁等の面から敷地境界線までの距離等の制限 (ア) 距離等 (イ) 適用除外の建築物等 | 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 建築物の高さの最高限度 | 建築物の延べ面積の敷地面積の敷地面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | | | 建築物の高さの最高限度 | 建築物の延べ面積の敷地面積の敷地面積の敷地面積に対する割合の最高限度 | 建築物の高さの最高限度 | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | 略 | | | | | | | | | |
| 生駒市小瀬西地区整備計画区域 | | | | | | | | | | 略 | | | | | | | | | |
| 生駒 | 産 | 次に掲げる建築物 | 5,000平 | 道路 | 1 | 外壁 | | 10分の | 25メー | 生駒 | 産 | 次に掲げる建築物 | 5,000平 | 道路 | 1 | 外壁 | | 10分の | 25メー |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------|--|---------------------|---|---|---|----|--|----------------------------|--|--|---|---|--|----|
| 市学 研生 駒テ クノ エリ ア北 地区 整備 計画 区域 | 業 施 設 地 区 A | 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 10 自動車教習所 | 方メー トル | に面 する 側 に あ つ て は 3メ ー ト ル 以 上、 その 他 の 側 に あ つ て は 1メ ー ト ル 以 上 | 等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが2. 3メー トル以 下で、 かつ、 床面積 の合計 が5平 方メー トル以 内であ るもの | 5(法第5 3条第3 項第2号 の規定 に該当 する場 合は、1 0分の6) | トル | 市学 研生 駒テ クノ エリ ア北 地区 整備 計画 区域 | 業 施 設 地 区 A | 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 10 自動車教習所 | 方メー トル | に面 する 側 に あ つ て は 3メ ー ト ル 以 上、 その 他 の 側 に あ つ て は 1メ ー ト ル 以 上 | 等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが2. 3メー トル以 下で、 かつ、 床面積 の合計 が5平 方メー トル以 内であ るもの | 5(法第5 3条第3 項第2号 の規定 に該当 する場 合は、1 0分の6) | トル |
| | 産 業 施 設 地 区 B | 次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児 | 3,000平 方メー トル | 道路 に面 する 側 に あ つ て は 1.5 メー トル 以 上、 その | 1 外壁 等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに | | | | | 産 業 施 設 地 区 B | 次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(児 | 3,000平 方メー トル | 道路 に面 する 側 に あ つ て は 1.5 メー トル 以 上、 その | 1 外壁 等の中 心線の 長さの 合計が 3メー トル以 下であ るもの 2 物置 その他 これに | |

| | | | | | | | |
|---------------------------|--|--------------------|--|--|--|--|--|
| <u>地区</u> <u>△</u> | <u>重ね建て住宅を除く。</u> <u>2 住宅で事務所、店舗</u> <u>その他これらに類する用途を兼ねるもの</u> <u>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>4 公衆浴場</u> <u>5 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)</u> | | | | | | |
| <u>複合住宅地区</u> <u>B</u> | <u>次に掲げる建築物</u> <u>1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>2 公衆浴場</u> <u>3 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</u> <u>4 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)</u> | <u>165平方メートル</u> | | | | | |
| <u>沿道利用地区</u> <u>△</u> | <u>次に掲げる建築物</u> <u>1 住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの)</u> <u>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</u> <u>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>4 畜舎(ペットとして飼育する犬、猫等の小動物の畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のもの並びに動物病院及びペットショップの用途に供するものを除く。)</u> <u>5 公衆浴場</u> <u>6 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)</u> <u>7 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬</u> | <u>1,000平方メートル</u> | | | | | |

| | | | | | | |
|---------|---|-----------|--|--|--|--|
| | <u>投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</u> <u>8 ボーリング場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</u> <u>9 カラオケボックスその他これに類するもの</u> <u>10 自動車教習所</u> | | | | | |
| 沿道利用地区B | <u>次に掲げる建築物</u> <u>1 住宅(法別表第2(イ)項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。)</u> <u>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</u> <u>3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u> <u>4 公衆浴場</u> <u>5 集会場(市民ホール、結婚式場、葬祭場等)</u> | 500平方メートル | | | | |

備考 略

別表第6(第11条の2、第11条の3関係)

| 地区整備計画区域の名称 | 計画地区の区分 | 建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度 | 適用除外の建築物の敷地面積 |
|------------------------|---------|-----------------------------|---------------|
| 生駒市あすか野北1丁目東地区整備計画区域 | 略 | 略 | 略 |
| 生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域 | 産業施設地区A | 10分の1 | 5,000平方メートル |
| | 産業施設地区B | 10分の1 | 3,000平方メートル |
| | 産業施設地区C | 10分の1 | 1,000平方メートル |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

備考 略

別表第6(第11条の2、第11条の3関係)

| 地区整備計画区域の名称 | 計画地区の区分 | 建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度 | 適用除外の建築物の敷地面積 |
|------------------------|---------|-----------------------------|---------------|
| 生駒市あすか野北1丁目東地区整備計画区域 | 略 | 略 | 略 |
| 生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域 | 産業施設地区A | 10分の1 | 5,000平方メートル |
| | 産業施設地区B | 10分の1 | 3,000平方メートル |
| | 産業施設地区C | 10分の1 | 1,000平方メートル |